平成２１年（フ）第６１３号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の２　野口団地９―404号
債務者　村田　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１７号
兵庫県姫路市藤ヶ台20番11号
債務者　前田　真美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２２号
兵庫県神崎郡福崎町南田原3210番地１
債務者　小野美鶴江
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第１１７号
大分県佐伯市大字戸穴1578番地１
債務者　高橋　真治（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
大分県佐伯市本匠大字風戸340、住民票上の住所宮崎県日向市新生町二丁目114番地
債務者　西村　厚子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝2500番地
債務者　長　佐登司
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１０９号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津4941番地県営べルメール徳之島団地３棟203号
債務者　元田　武志
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１１６号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町35番地４
債務者　萩原ミサ子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２５号
鹿児島県奄美市名瀬春日町16番９―54号
債務者　郷　　和則
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第２３２号
北海道苫小牧市日新町１丁目１番15号
債務者　近藤　利隆
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３３号
北海道苫小牧市日新町１丁目１番15号
債務者　近藤　正美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２４０号
北海道苫小牧市ときわ町２丁目12番９号
債務者　出村　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１０９５号
仙台市若林区沖野２丁目４番26号
債務者　及川ときわ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５７号
宮城県名取市愛島笠島字北台98番地
債務者　森　　隼人
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９８号
宮城県黒川郡富谷町西成田字南田15番地
債務者　高平　恵和
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１７号
仙台市泉区八乙女中央５丁目９番２号　シャトウＫＴ105
債務者　伊藤　伸介
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４１号
仙台市青葉区大町２丁目11番10―701号
債務者　鎌田久美子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係